

## 学校法人中部大学 内部統制システム整備の基本方針

学校法人中部大学（以下「本法人」という。）は、2025 年 2 月 27 日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

### 1. 経営に関する管理体制

- ① 本法人は、理事会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 本法人は、寄附行為に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 本法人は、寄附行為及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ④ 本法人は、理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書取扱規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑤ 本法人は、内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

### 2. リスク管理に関する体制

- ① 本法人は、リスク管理に関し、リスク管理規程を整備し、リスク対応方法等を明確にした上で、理事長を責任者とするリスク管理体制を構築する。
- ② 本法人は、個人情報保護方針及び個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 本法人は、事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 本法人は、本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、リスク管理規程に基づき対応し、必要に応じて理事会に報告する。
- ⑤ 本法人は、災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑥ 本法人は、研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

### 3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 本法人は、理事及び職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するため、コンプライアンス規程を定める。
- ② 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事長に報告する。
- ③ 本法人は、法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、迅速に状況を把握し適正に対応する。

### 4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ③ 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、本法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討する。
- ④ 補助職員は、監事の職務を補助する業務を行うときには監事の指揮命令下で行い、監事以外からの指揮命令を受けない。
- ⑤ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じる。
- ⑥ 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事に報告する。
- ⑦ 理事又は職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けない。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑨ 監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ⑩ 本法人は、以上の監査環境の整備について、監事監査規程に定めるものとし、同規程の改廃については監事と協議を行う。

### 5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正する。

以上